

昭和三十一年法律第七十七号

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 本邦等において負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族に対する扶助料及び遺族年金については、この法律の定める特例によるほか、恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の定めるところによる。

(遺族年金の支給の特例等)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(以下「改正前の恩給法」という。)第二十一条に規定する軍人又は準軍人(以下「旧軍人等」という。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」という。)第三十四条第二項の規定の適用により同条第一項の規定による弔慰金の支給を受けた者(この法律の施行前に支給を受けた者を含む。)がある場合において、当該旧軍人等が、昭和十六年二月八日から昭和二十年十一月三十日(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員した者については、その復員の日)までの間に本邦その他政令で定める地域(援護法第四條第二項に規定する戦地の区域(当該区域が戦地であつた期間に限る。))を除く。)における在職期間(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)による改正前の援護法第三十四條第二項ただし書に規定する在職期間をいう。以下同じ。)内においてその職務に關連して負傷し、又は疾病にかかり(昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの間に負傷し、又は疾病にかかり、厚生労働大臣が在職期間内の職務に關連して負傷し、又は疾病にかかつたと同視することを相当と認める場合を含む。)、その在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡したものであるときは、援護法第二十三條第一項の規定の適用については、当該旧軍人等の遺族は、同項第一号に掲げる遺族とみなし、援護法第三十四條第一項の規定の適用については、当該弔慰金は、同条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

つき改正前の恩給法の規定による扶助料を受け、この法律の施行前に法律第七十七号第五條第一項第二号又は第三号に掲げられた扶助料を給する裁定を除く。)がなされた場合にあつては、援護法第四條第一項に規定する審議会等の議決を経た場合に限り、前項の規定を適用する。

3 旧軍人等の遺族で前二項の規定の適用により援護法第二十三條第一項第一号に掲げる遺族とみなされるものに対し同項の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該遺族年金の額は、同法第二十七條第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十六條第一項に定められた額とする。

4 前三項の規定に基く遺族年金に関する援護法の適用については、同法第二十五條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十三年一月一日」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十三年一月一日」とする。

(扶助料給与の特例)

第三条 旧軍人等の死亡につき、援護法第三十四條第二項の規定の適用により同条第一項の規定による弔慰金の支給を受けた者(この法律の施行前に支給を受けた者を含む。)がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金と同法第三十四條第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第三十五條の二第一項の規定の適用についても、当該弔慰金は、援護法第三十四條第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に対し法律第百五十五号附則の規定による扶助料を給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額に退職当時の階級により定めた別表の率(その率が二あるときは、法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する扶助料については上段の率、その他の扶助料

については下段の率)を乗じて得た金額の年額とする。ただし、その年額が百四十二万七千七百円に調整改定率(恩給法第六十五條第二項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)未満であるときは、当該額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第百五十五号附則第三十五條の二第一項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金が旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)第二條第二項の規定の適用により同条第一項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四條第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされる場合の遺族」と、法律第百五十五号附則第三十五條の二第三項中「死亡したかどうかの認否」とあるのは「死亡したかどうかの認否及び当該旧軍人又は旧準軍人の死亡が旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第二條第一項の規定に該当するものであるかどうかの認否」と読み替えるものとする。

第四条 旧軍人等の死亡につき、前条の規定の適用により法律第百五十五号附則の規定による扶助料を受ける権利若しくは資格を取得する遺族又は援護法第二十三條第一項第二号の規定に該当して同項の規定による遺族年金を支給される遺族には、第二條の規定に基く遺族年金は支給しない。

附則

(施行期日) 1 この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。
(経過規定) 2 この法律の規定に基く扶助料は、昭和三十三年一月分から支給するものとする。

3 この法律の施行の際、現に旧軍人等の死亡につき恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、第三條の規定に基く扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十三年一月分以降その扶助料の年額を第三條第二項の規定により計算して得た年額に改定するものとする。

(遺族年金の支給時期の特例) 4 この法律の規定に基く遺族年金で昭和三十三年一月分から同年三月分までのものは、政令で定める同年四月以後の時期に支給する。
(一時扶助料を受けた場合の扶助料の年額) 5 この法律の施行前に法律第百五十五号附則の規定により一時扶助料を受けた者がこの法律の規定に基く扶助料を給せられることとなる場合においては、当該扶助料の年額は、当該一時扶助料の金額の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第二二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律中、次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に掲げる日から、その他の規定はこの法律の公布の日から施行する。

一 第一条中恩給法第五十八條ノ四第一項、昭和第五十八條ノ五、第六十五條及び別表第二十三号表の改正規定
三年

二 第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第一〇号、附則第十八條第二項、附則第二十二條第一項中附則別表第四に係る部分、同条第三項、附則第二十七條及び附則第三十一條並びに附則別表第一、第三及び第四の改正規定

第四条、附則第四条から附則第九条まで、附則第十一条、附則第十三條、附則第十五條、附則第十六條、附則第十九條、附則第二十条及び附則別表第一から第五まで

第十五條 第四条の規定の施行の際現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、昭和三十三年十月分以降、その年額を、改正後の同法第三條第二項の規定により計算して得た年額に改定する。この場合においては、附則第四条第三項、附則第八條及び附則第十三條第一項ただし書の規定を準用する。

附則 (昭和三十六年六月一日法律第一三四号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年六月一六日法律第一三九号) 抄

2 旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行前に、旧軍人等の死亡に

一八二、五〇〇	二二二、〇〇〇
二〇一、五〇〇	二二九、〇〇〇
二一六、八〇〇	二四九、二〇〇
二二九、〇〇〇	二六二、九〇〇
二四九、二〇〇	二九一、七〇〇
二六二、九〇〇	三〇六、七〇〇
二九一、七〇〇	三二二、四〇〇
三〇六、七〇〇	三三〇、三〇〇
三二二、四〇〇	三三七、五〇〇
三三〇、三〇〇	三九五、六〇〇
三三七、五〇〇	四〇〇、三〇〇
三九五、六〇〇	四一五、二〇〇
四〇〇、三〇〇	四三六、四〇〇
四一五、二〇〇	四五七、四〇〇
四三六、四〇〇	四七〇、四〇〇
四五七、四〇〇	四八三、一〇〇
四七〇、四〇〇	五三四、四〇〇
四八三、一〇〇	五五九、九〇〇
五三四、四〇〇	五八五、六〇〇
五五九、九〇〇	六一一、三〇〇
五八五、六〇〇	六三六、八〇〇
六一一、三〇〇	六七〇、一〇〇
六三六、八〇〇	七〇三、二〇〇
六七〇、一〇〇	八〇二、八〇〇
七〇三、二〇〇	九〇五、三〇〇
八〇二、八〇〇	九六〇、〇〇〇
九〇五、三〇〇	一、〇五〇、〇〇〇

附則（昭和四二年七月二七日法律第八三三）抄

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「改正後の法律第七十七号」という。）に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

2 恩給法第七十五条第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第七十七号第三号の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第十一条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、

死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第十二条 昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として附則第十一条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第二十五条第一号第三号又は第五号に規定する条件に該当している者）ならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第二条第一項の規定の適用については、それぞれ、同日において同項第二号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者とみなす。

附則（昭和四四年七月一五日法律第六九一）抄

第一条 この法律は、昭和四十四年十月一日から施行する。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年二月一六日法律第九一）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

2 第一条から第六条までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律及び国民年金法の規定並びに附則第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項、第十九条及び第二十二條の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「改正後の法律第七十七号」という。）に基づき新たに給され

ることとなる扶助料又は遺族年金で、昭和四十四年九月三十日以前に死亡した同法第二条第一項に規定する旧軍人等に係るものの給与は、昭和四十四年十月から始めるものとする。

2 昭和四十四年九月三十日において現に改正前の恩給法第七十五条第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第七十七号第三号の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十四年十月分以降、その扶助料を、同法第二条の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第十六条の二 昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）として前条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十一月一日とする。

第十六条の三 昭和四十二年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母として附則第十六条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受ける者（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第二十五条第一号第三号又は第五号に規定する条件に該当している者）ならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の適用については、同法第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

2 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者に、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法を適用する場合においては、同法第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び同法第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ「昭和四十五年九月三十日」とする。

3 前項に規定する者に交付する戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかわらず、昭和四十五年十月一日とする。

(改定年額の一部停止)

第十七条 附則第二条、第三条、第十一条、第十二条第二項、第十四条第三項及び第十六条第二項並びに改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則第八条の規定により年額を改定された普通恩給（増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を除く。以下この条において同じ。）又は扶助料（妻又は子に給する扶助料を除く。以下同じ。）を受ける者の昭和四十四年十二月分までの普通恩給又は扶助料については、その者の年齢（扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。）が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同年三十一日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同年三十日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十二月分については、この限りでない。

2 附則第十四条第二項又は第十六条第一項の規定により昭和四十四年十月から新たに給されることとなる普通恩給又は扶助料を受ける者の同年十二月分までの普通恩給又は扶助料については、その者の年齢が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、当該新たに給されることとなる普通恩給又は扶助料の年額と当該普通恩給又は扶助料が同年八月三十一日に給与事由が生じていたものとした場合の同年九月におけるその年額との差額の三分の一を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(職権改定)

第十八条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条、第九条、第十二条第二項、第十四条第三項及び第十六条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則（昭和四五年四月二一日法律第二七号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則（昭和四五年五月二六日法律第九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則（昭和四五年五月二六日法律第九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

第八條 (旧軍人等の恩給年額等の改定)

昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、同年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(普通恩給又は扶助料)でその基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給に算入されている最短給年額以上であるものについては、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第九條 昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、同年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により遺族年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額を、改正後の同法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

附則 (昭和四十六年五月二九日法律第八一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年六月二二日法律第八〇号)抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号以下「法律第五十五号」という。)附則第二十七條の改正規定及び第四条の規定は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十八年七月二四日法律第六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年六月二五日法律第九三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料)については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則(附則第二十七條ただし書を除く。)の規定及び改正前の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「法律第五十七号」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する恩給法第七十五條第一項第二号に規定する扶助料で、前項の規定による加給の年額を除く。)及び第二十四項の規定による加給の年額を除く。)が二十四万円未満であるものについては、昭和四十八年一月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 旧軍人又は旧準軍人の遺族に給する恩給法第七十五條第一項第三号に規定する扶助料又は法律第七十七号第三條に規定する扶助料で、第一項の規定による改定年額(恩給法第七十五條第二項及び第三項の規定による加給の年額を除く。)が十八万円未満であるものについては、昭和四十八年一月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則及び法律第七十七号の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)
第二十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三條、第十二條、第十三條、第十七條、第十九條及び前條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則 (昭和四十八年七月二四日法律第六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年六月二五日法律第九三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)
第十四條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二條(改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する同法附則第十四條第二項に係る部分に限る。)、第十一條(改正後の法律第五十五号附則第十四條第二項に係る部分に限る。)、第十二條第一項及び前條第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則 (昭和四十九年六月二五日法律第九三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十九年九月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料)については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。

附則 (昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月七日法律第七〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条から第六條までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律及び恩給法等の一部を改正する法律並びに附則第十四條第一項の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)
第十一條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、その年額を、昭和五十年八月分以降附則別表第九の仮定俸給年額(法律第五十五号附則

第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料)については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第十の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料)については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、「三十七万九千五百円」とあるのは「三十五万五千五百円」とする。

(職権改定)
第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二條(改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する同法附則第十四條第二項に係る部分に限る。)、第十一條(改正後の法律第五十五号附則第十四條第二項に係る部分に限る。))及び前條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

附則 (昭和五一年五月一八日法律第二二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和五一年六月三日法律第五一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

第十條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については

は、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改正する。

（職権改正）

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改正及び扶助料の年額に係る加算は、附則第十三条並びに第十四条第一項及び第四項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

附則（昭和五十二年四月三〇日法律第二十六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中附則第十三条第二項、第十四条第三項、第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条の改正規定、附則第四十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則別表第六の次に一表を加える改正規定、第六条中附則第十四条第二項及び第十五条（第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係る傷病者遺族特別年金に関する部分に限る。）の改正規定並びに附則第十五条から第十七条までの規定は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、別表第一及び別表第四から別表第六までの規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律附則第八條第一項及び第四項の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律附則第十三條第二項及び第三項の規定並びに第六條の規定による改正後の恩給法等の

一部を改正する法律附則第十五條第二項（傷病年金又は特別項症から第一款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係る傷病者遺族特別年金に関する部分に限る。）の規定並びに附則第二十条及び第二十一条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

（旧軍人等の恩給年額の改正）

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改正する。

2 法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年八月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改正する。

3 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第七十七号」という。）第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「六十九万六千円」とあるのは、「六十万三千七百円」と、「五十二万二千円」とあるのは、「四十五万二千八百円」とする。

第十四条 昭和五十二年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四條第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六十万二千円」とあるのは、「六十三万九千七百円」と、「四十五万九千二百円」とあるのは、「四十八万八千八百円」とする。

（恩給法第七十四条の規定の適用等に関する特例）

第十六条 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に係る恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号並びに

法律第七十七号第三条に規定する扶助料に於いての恩給法第七十四条並びに第七十五条第二項及び第三項の規定の適用に関しては、同法第七十六条第一号並びに第八十条第一項第二号及び第二項の規定にかかわらず、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていないと認められる場合を含む。以下同じ。）をもつて扶助料を受ける資格又は権利を失うべき事由としないものとする。

2 前項の規定は、昭和五十二年八月一日前に婚姻により扶助料を受ける資格又は権利を失つた子についても、同日（祖父父母がこの条の規定の施行の際現に扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父父母がその扶助料を受ける権利を失つた日）以後適用する。

3 前項の規定により新たに扶助料を給されることとなる者の当該扶助料の給与は、昭和五十二年八月（この条の規定の施行の際祖父父母が扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父父母が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月）から始めるものとする。

第十七条 前条第二項の規定により扶助料を受け資格を取得した者に係る恩給法第七十五条第二項の規定による加給及び法律第五十一号附則第十四条第二項の規定による加算は、昭和五十二年八月分から始めるものとする。

（職権改正）

第十九条 この法律の附則の規定による恩給年額の改正は、附則第十五条（改正後の法律第五十五号附則第四十一条の三に係る部分に限る。）及び前二条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改正の場合の端数計算）

第二十条 この法律の附則の規定により恩給年額を改正する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改正後の恩給年額とする。

附則（昭和五十五年五月一日法律第三十七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條中恩給法第六十五條第六項の改正規定、第二條中恩給法の一部を改正する法律

（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十三条第二項及び附則別表第七の改正規定、第五条中恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第四項の改正規定、第六条並びに第七条（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。）附則第十五条第二項の改正規定を除く。）昭和五十三年六月一日

2 第二条中法律第五十五号附則第十四条第三項の改正規定及び同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一表を加える改正規定並びに附則第十五条 昭和五十三年十月一日

第一条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項、第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第六までの規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法律第七十七号」という。）第三条第二項ただし書の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）附則第八條第一項及び第四項の規定、第五条の規定による改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項及び第三項の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十七條及び第十八條の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（扶助料等に関する経過措置）

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき二万七千六百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改正する。

第十条 法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項に規定する年額に改正する。

（昭和五十三年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項に規定する年額に改正する。）

第十三条 (旧軍人等の恩給年額の改定) 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該法定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則第六(准士官以下)の各階級に対応する法定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、(附則別表第七)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、大尉以下の各階級に対応する法定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十三年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の法定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十三年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び法律第七十七号第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「八十万四千元」とあるのは「七十四万六千元」と、「六十万三千元」とあるのは「五十五万九千五百円」とする。

第十六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。
(恩給年額の改定の場合の端数計算)
第十七条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則 (昭和五十四年九月一四日法律第五十四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十八法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、附則第十四条第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定、同条第四項の改正規定及び同項を同条第三項とする改正規定、附則第二十七条の改正規定(金額を改める部分を除く。)、附則第四十四条の二の次に一項を加える改正規定、附則別表第三の改正規定及び附則に一表を加える改正規定並びに第三条中旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)第三条第二項の改正規定(金額を改める部分を除く。))及び別表の改正規定は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
一 第一条の規定による改正後の恩給法第五十八号ノ四第一項、第六十五号第二項、第七十五号第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二号の三、第二十七号ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第六までの規定、第三条の規定による改正後の法律第七十七号第三条第二項ただし書の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)附則第八号第一項及び第四項の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第二項及び第三項の規定並びに第七号の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項ただし書及び第十五条第二項の規定並びに附則第十六条及び第十七条の規定、昭和五十四年四月一日

二 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五号第六項の規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項の規定、第五号の規定による改正後の法律第八十一号附則第四項の規定、第六号の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則

第十三条第三項の規定並びに第七号の規定による改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項及び第二項本文の規定、昭和五十四年六月一日

(扶助料等に関する経過措置)
第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十四年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき三万二千四百円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第十条 法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十四年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後の法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項に規定する年額に改定する。
2 昭和五十四年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十一号附則第十四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千元」と、「七十八万円」とあるのは「六十七万五千元」とする。

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の法定俸給年額(改正前の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該法定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六(大尉以下)の各階級に対応する法定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料にあつては、(附則別表第七)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正前の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十四年六月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の法定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。
3 改正後の法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、

昭和五十四年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の法定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

4 昭和五十四年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び法律第七十七号第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「九十一万八千元」とあるのは「八十三万六千元」と、「七十九万九千元」とあるのは「六十二万七千元」とする。

第十五条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十三条第三項及び前条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。
(恩給年額の改定の場合の端数計算)
第十六条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則 (昭和五十五年五月六日法律第三十九号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
一 第七条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項の改正規定、昭和五十五年六月一日
二 第七条中法律第五十一号附則第十四条第一項の改正規定、昭和五十五年八月一日
三及び四 略
五 第七条中法律第五十一号附則第十四条の次に一項を加える改正規定及び附則第十六条の改正規定並びに附則第十条の規定、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)第一条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第六十五号

次に一項を加える改正規定の施行の日
第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第三条の規定による改正後の法律第五十五号

附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一及び附則別表第四から附則別表第七までの規定、第四條の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）の規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定、第六條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

第九條 扶助料等に関する経過措置

第九條 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについては一人につき三万六千円、その他の扶養遺族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

第十一條 法律第五十一号附則第十四條第一項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十五年八月分以降、その加算の年額を、改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項に規定する年額に改定する。

2 法律第五十一号附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、昭和五十五年六月分以降、その加算の年額を、九万六千円に改定する。

3 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四條第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「二百二十五万円」と、「七十八万円」とあるのは「八十八万円」とする。

第十三條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十五年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十五年四月分及び同年五月分の扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七條ただし書及び法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千元」と、「八十万四千元」とあるのは「七十三万六千元」とする。

第十六條 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第五十五号附則第十四條（改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十五年十二月分から行う。

第十七條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十五條第三項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

第十八條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則（昭和五五年一〇月三十一日法律第八二号）抄

第一条（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年五月六日法律第三六号）抄

第一条（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中恩給法第六十五條第六項の改正規定及び第五条中恩給法等の一部を改正する法

律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第四項の改正規定 昭和五十六年六月一日

二 略

三 第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十三條第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に規定を加える改正規定、附則第二十七條の改正規定（金額を改める部分を除く。）、附則第四十一條の次に規定を加える改正規定、附則第四十四條の第三項の改正規定、附則別表第六の次に一表を加える改正規定及び附則別表第七の次に一表を加える改正規定並びに第三条中旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）第三條第二項の改正規定（金額を改める部分を除く。）及び別表の改正規定 昭和五十六年十月一日

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三條の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三條の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三條の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三條の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五條第二項、第七十五條第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の法律第五十五号附則第二十二條の三、第二十七條ただし書、附則別表第一、附則別表第四から附則別表第六まで及び附則別表第七の規定、第三條の規定による改正後の法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定、第四條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。）の規定並びに第七條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十八條及び第十九條の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

は、昭和五十六年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

は、昭和五十六年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則 (昭和五十七年四月二七日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第九條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十七年五月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、「九十五万五千円」とあるのは「九十三万四千円」とする。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則 (昭和五十七年七月一六日法律第六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二日法律第七号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五十九年五月一五日法律第二九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中恩給法第五十八号ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定(第五十八号ノ四第一項を除く。)、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定及び第四条から第六条までの規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和五十九年三月一日から適用する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十八号ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年九月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「附則別表第六の二」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則別表第六」と、同条第四項中「附則別表第八」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則別表第七」とする。

3 昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百二十七万四千円」とあるのは「百二十五万五千円」と、「九十九万五千円」とあるのは「九十七万四千円」とする。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八号ノ四の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、その普通恩給の支給年額は、附則第二条第一項又は第二条第一項の規定による改定後の年額の普通恩給について改定前の恩給

法第五十八号ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和五十九年三月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八号ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則 (昭和六〇年五月三十一日法律第四二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十五号)以下の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。)の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)以下「法律第二十一号」という。)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮

定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十八号ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十七条ただし書及び法律第七十七号第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、「百四万五千円」とあるのは「百二万五千円」とする。

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和六十年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十九号）附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和六十年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則（昭和六一年四月二五法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十九号）附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改正後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和六十一年五月二九日法律第三〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号。以下「法律第二十一号」という。）の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定並びに第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五條第二項の規定並びに附則第十四條の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和六十二年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十九号）附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改正後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和六十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十二條第一項の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号）の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十

（恩給年額の改定の場合の端数計算）
第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和六十二年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、次の各号に掲げる支給年額のうちいずれか多い支給年額を下ることとはなく、同年七月一日以後に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、第一号に掲げる支給年額を下ることはない。

一 附則第二條又は第十二條の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額

二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十九号）附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額

2 昭和六十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十二條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則（昭和六三年四月二六日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号）の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十

一。以下「法律第五十一号」という。)の規定並びに附則第十一条の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

第八條 (旧軍人等の恩給年額の改定)

第八條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十一条 (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十一条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二條 昭和六十三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第八條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則 (平成元年六月二八日法律第三二号)抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定及び第六条の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十三条の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成元年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十三条 (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十三条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置) 第十四條 平成元年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則 (平成二年六月五日法律第二五号)抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 第二条の規定による改正後の恩給法の規定を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)の規定並びに附則第十二条の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十二條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十三条 (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十三条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

第十二條 (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十二條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 平成二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則 (平成三年三月三〇日法律第六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（職権改定）
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）
第十二条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十三条 平成三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成四年三月三十一日法律第四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成四年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及びび子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）
第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十四条 平成四年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成五年三月三十一日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成五年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及びび子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十四条 平成六年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十二条の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成六年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成六年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及びび子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

附則（平成七年三月三十一日法律第二一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成七年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及びび子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十二条 平成七年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成八年三月三十一日法律第一一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成八年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成八年四月一日から施行する。

ては、平成八年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二条 平成八年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成九年三月二六日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成九年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二条 平成九年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成一〇年三月二七日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

2 平成十年四月分から平成十一年三月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則別表第一、附則別表第六及び附則別表第六の二の規定の適用については、改正後の法律第百五十五号附則別表第一中「七、九七六、四〇〇円」とあるのは「七、九二一、六〇〇円」と、「七、三〇二、六〇〇円」とあるのは「七、二四四、一〇〇円」と、改正後の法律第百五十五号附則別表第六中「七、五一一、八〇〇円」とあるのは「七、四五三、六〇〇円」と、改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二中「八、二七六、七〇〇円」とあるのは「八、二二〇、五〇〇円」と、「七、三八二、九〇〇円」とあるのは「七、三三三、八〇〇円」とする。

（職権改定）

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二条 平成十年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成一一年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定）

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十一年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十三条 平成十一年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則（平成一二年二月二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第三百五十五条、第三百六六条、第三百二十四条第二項、第三百二十六条第二項及び第三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成一二年三月三十一日法律第一号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)
第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(改正後の法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)
第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二条 平成十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八号ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第一三三号) 抄
第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。

(普通恩給等の年額の改定)
第二条 普通恩給又は扶助料については、平成十九年十月以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ調整改定率(第一条の規定による改正後の恩給法(以下「新恩給法」という。)第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、新恩給法、第二条の規定による改正後の恩給法、第一条を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号

号。以下「新昭和二十八年改正法」という。)その他の恩給に関する法令の規定によつて算出して得た年額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(恩給年額に関する経過措置)
第四条 恩給年額(普通恩給及び扶助料を除き、加給又は加算の年額を含む。)は、平成十九年十月以降、新恩給法、新昭和二十八年改正法、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「新昭和三十一年特例法」という。)、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「新昭和四十一年改正法」という。)、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。)、第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「新昭和五十一年改正法」という。)、及び第七条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第七号)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 平成十九年十月分から平成二十年九月分までの扶助料の年額に関する新恩給法別表第五号表、新昭和二十八年改正法附則第二十七条ただし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書の規定の適用については、同表中「一、四二〇、七〇〇円」とあるのは「一、四一五、九〇〇円」と、新昭和二十八年改正法附則第二十七条ただし書及び新昭和三十一年特例法第三条第二項ただし書中「百四十二万七千七百円」とあるのは「百四十一万五千九百円」とする。

(職権改定)
第七条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

附則 (平成二四年八月二二日法律第六三三号) 抄
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平

成八年法律第八十二号) 附則第三十三条第六項の改正規定(「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。)、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号) 附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七條の次に三条を加える改正規定、附則百条の規定、附則百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号) 附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則百五条及び百五十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

別表 (第三条関係)

階大將大佐大尉	中尉	少尉	准士官	曹長軍曹伍長兵
階中將中佐				上等二等兵
階少將少佐				兵曹兵曹兵曹
率割	率割	率割	率割	率割
一割	一割	一割	一割	一割
三割	三割	三割	三割	三割
五割	五割	五割	五割	五割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割
九割	九割	九割	九割	九割
一割	一割	一割	一割	一割
二割	二割	二割	二割	二割
三割	三割	三割	三割	三割
四割	四割	四割	四割	四割
五割	五割	五割	五割	五割
六割	六割	六割	六割	六割
七割	七割	七割	七割	七割
八割	八割	八割	八割	八割